

### 13 県たばこ税

(単位:千本,千円)

月 別	売渡しの合計本数	課税免除及び 返還控除本数	調 定 額
3 月	167,487 (9,657)	1,033 (0)	236,181 (4,125)
4 月	322,330 (121)	18 (0)	480,676 (52)
5 月	354,480 (2)	718 (0)	525,448 (0)
6 月	320,476 (479)	1,040 0	471,019 (205)
7 月	384,900 (0)	437 (0)	568,744 (0)
8 月	354,795 (30)	1,082 (0)	522,552 (13)
9 月	342,060 (0)	1,430 (0)	503,038 (0)
10 月	331,286 (0)	2,127 (0)	486,019 (0)
11 月	334,101 (0)	1,926 (0)	490,645 0
12 月	365,273 (0)	3,482 (0)	534,502 (0)
1 月	297,070 (28)	2,038 0	435,964 (12)
2 月	312,387 (0)	2,992 (0)	456,745 (0)
合 計	3,886,645 (10,317)	18,322 (0)	5,711,533 (4,407)

- (注) 1 この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 2 「月別」は、申告書に記載された売渡月の区分である。
- 3 平成22年10月1日の税率改正に伴い、たばこ販売業者の手持ちたばこ分を対象として、税率の差分を申告納付させるいわゆる「手持品課税」が実施された。なお、( )内の数字は、上段のうち手持品課税にかかる数字である。